

# 士別市新型インフルエンザ等対策行動計画改定について

## 1 市行動計画改定の目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）は、感染症発生時に国全体として万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るもの。

市行動計画は、国、道の行動計画を基本として、新型インフルエンザ等対策の実施に関する市の基本方針や役割を定め、平時の準備や発生時の対策の選択肢を示すもの。

特措法制定にともないH27年11月に市行動計画を作成。

R1年12月、新型コロナが発生。庁内各部局における役割を整理し、迅速な対応を行うことを目的に、R2年7月に行動計画を改定。

3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われた結果、感染症危機が社会のあらゆる場面に影響し、市民の生活及び健康への大きな脅威になることが強く認識された。

次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下、新型コロナ対応時の知見を反映し、士別市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を改定する。

## 2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針（変更なし）

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護 ※感染拡大を抑える
- (2) 市民の生活及び市民の経済に及ぼす影響が最小となるようにする ※感染対策を行う

## 3 主な改定内容

- (1) 対策項目の変更（対策項目ごとの基本理念と目標：行動計画P10～P13）

市行動計画（現行）	市行動計画（改定後）
①実施体制	①実施体制
②サーベイランス・情報収集	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③情報提供・共有	③まん延防止
④予防・まん延防止	④ワクチン
⑤予防接種	⑤保健
⑥医療	⑥物資
⑦市民生活・市民経済の安定の確保	⑦市民生活・市民経済の安定の確保

- (2) 時期区分の変更

対策項目について、時期区分を①準備期 ②初動期 ③対応期 の3期に分けて、対策項目ごとに記載。

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、国・道と連携し、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画等に基づき、対策を推進する。

改定前	改定後
①未発生期 新型インフルエンザ等が発生していない状態	①準備期 国内外における新型インフルエンザ等の発生を 探知するまで
②海外発生期 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	②初動期 探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的 対処方針が実行されるまで
③国内発生早期 国内患者が発生しているが、全患者の接触歴を 疫学調査で追うことができる状態	
④国内感染期 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	③対応機 基本的対処方針が実行されて以降
⑤小康期 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている 状態	

#### 4 市行動計画改定に必要な手続き

- ・学識経験者意見聴取 特措法第8条第7項
- ・議会への報告、公表 特措法第8条第6項
- ・都道府県知事への報告 特措法第8条第4項・第5項

#### 5 計画の改定経過

年 月	経過
令和6年7月	政府行動計画改定（新型コロナの経験を踏まえ、計画を改定）
令和7年3月	道行動計画改定 令和8年3月までに市行動計画改定が必要（道の改定後、1年以内）
令和7年7月	学識経験者の選定 （土別市立病院感染管理特定認定看護師 春名 進之介氏）
令和7年8月～12月	土別市新型インフルエンザ等対策連絡会議
〃 9月～1月	学識経験者の意見聴取
令和8年1月	庁議に諮る
〃 2月	改定
〃 3月	議会への報告、公表
〃 3月	道への報告